

2023年8月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

「自然資本に関する方針」の制定について

りそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」）は、今般「自然資本に関する方針」を制定いたしました。

自然資本の損失の現状について、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）は、「生物多様性及び生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」の中で「自然とその人々への重要な寄与（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）は、世界的に悪化している」としたうえで、「自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる」と結論付けています。2022年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。また、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）などの国際的枠組みの整備が進んでおり、これらを踏まえ、企業や金融機関等が自然資本の保全と再生のための取り組みを進めています。このように世界が大きく変化する中で、経済・社会の構造転換が、企業のみならず企業に投融資を行う金融機関に機会とリスクをもたらすと当社は考えています。

これらの状況を受け当社で行ったマテリアリティ分析の結果、自然資本や生物多様性は、現在及び将来において最重要課題の一つであると認識しています。

本方針は、以上を踏まえ、当社の自然資本に関する基本的考え方等を示すものです。

制定した方針の具体的内容は、別紙のとおりです。

以上



【別紙】

自然資本に関する方針

1. 基本的考え方

当社のパーパスは「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」することです。この実現において自然資本や生物多様性の損失という課題の解決は不可欠であり、責任投資活動における最重要課題の一つであると認識しています。

当社は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において掲げられた「自然と共生する世界」という 2050 年ビジョン、並びに、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という 2030 年ミッションに賛同しています。当社は自然資本や生物多様性の損失という課題を運用を通じて解決することに貢献し、信託財産の価値増大を図ります。また、自社業務における関連の取り組みを進めます。

2. 自然資本に関する依存・影響、リスク・機会の認識

全ての投資先企業は、その事業において何らかの形で自然資本へ依存し、また自然資本へ影響を与えており、それに伴うリスク・機会が存在すると考えます。

例えば、ある特定の自然資本へ依存している事業においては、その自然資本の枯渇やそれに対処するための規制強化の動きが起きた際に事業継続が困難になる可能性があるというリスクが考えられます。

その一方で、自然資本への依存を低減したり、自然資本への負の影響を回避または正の影響を与えるような先進的な取り組みを行う事業や、それらの取り組みを支援するような事業は、自然資本に関する機会を有していると考えます。

こうした事業の自然資本に関する依存・影響のすべてを正しく把握することは現状では困難であるものの、可能な範囲でその把握に努めること、特に当社が重視する領域においては積極的に取り組むことが、リスク・機会を認識する上で重要であると当社は考えています。

このような考えのもと、自然資本に関する依存・影響や、それに伴うリスク・機会について評価し、定期的に見直しを行います。

3. ガバナンス等

自然資本に関する対応状況を取締役に定期的に報告するなど、適切な監督を受けます。

社長が議長を務める責任投資会議では、本方針のほか、自然資本に関する計画等の協議及び



リそなアセットマネジメント

実績の報告を行います。

上記体制のもと、自然資本に関する取り組みに対応をするため経営資源を適切に配分するとともに、社内における知見の蓄積と人財の育成を進めます。

自然資本に関するものを含む ESG 関連のデータの収集・分析に努めます。

4. アプローチ

利用するデータやフレームワークに対象範囲や情報粒度等の点で限界があることを認識しつつ、産業セクターごとの自然資本に関する依存・影響や当社エクスポージャー等を勘案し、当社が重視する産業セクターを特定します。特定した産業セクターについて、自然資本に関するリスク・機会、その発現による収益への影響度、関連する地域等を特定します。

このプロセスの結果等を踏まえ、ESG インテグレーション、対話・エンゲージメント（協働エンゲージメントを含む。）、議決権行使等のスチュワードシップ活動を通じ、投資先企業による自然資本に関する取り組みを支援し、信託財産の価値増大を図ります。この際、当社はユニバーサルオーナーの考え方を踏まえ、投資先企業による自然資本に関する取り組みの促進を通じ、社会全体での自然資本の保全と再生を目指します。また、適切な指標を用いて取り組み状況の把握に努めます。

お客様の幅広いニーズに応えるとともに自然資本の保全と再生に貢献するため、これに資する金融商品の開発・提供を検討します。

これらのアプローチを行う際、気候変動に関するリスク・機会への対応との整合性を保つよう努めます。

5. ステークホルダーとの対話

投資先企業だけでなく、市場関係者、NGO、行政等の多様なステークホルダー（投資先企業の事業により影響を受けているステークホルダーを含む。）と積極的に対話し、自然資本に関する考え方や取り組み、意見の相互理解を図ります。

6. 情報開示

レポート等適切な媒体を通じ、自然資本に関する開示事項の充実に努めます。

その際、利用したデータやフレームワークに対象範囲や情報粒度等の点で限界がある場合には、その旨を開示します。また、他のステークホルダーとの協働等を通じ、それらのデータやフレームワークの発展に貢献します。

7. 方針の見直し

自然資本に係る外部環境は今後も変化していくと考えています。これを注視するとともに、必要に応じて本方針を見直していきます。